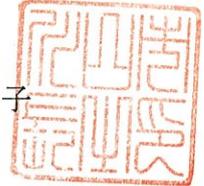


川福総発第110号  
令和8年2月13日

川口市監査委員 西原 信一郎 様  
同 金井 洋 様  
同 関 由紀夫 様  
同 船津 由徳 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年11月27日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（福祉総務課）

福祉総務課の貸付金元利収入において、収入の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

定期監査後、新たに発生した福祉資金貸付に係る収入事務において、川口市会計事務規則に則り、調定事務を行いました。

貸付金元利収入の調定について、以後同様の誤りが生じないように、確認作業を行うための事務処理マニュアルをあらためて整備いたしました。また毎月、新規貸付額、調定額、収入済額の突合作業を複数体制で行い、適正な資金管理が行えるよう改善いたしました。

